



秋田県公報

目次	ページ
告示	
一 区画漁業及び定置漁業の免許の内容たるべき事項等(三七五・水産漁港課)……………	1

告 示

秋田県告示第三百七十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、区画漁業及び定置漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、地元地区(関係地区)等を次のとおり定めたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

平成二十年八月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 公示番号 区第一号
- 二 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第一種区画漁業
 - (2) 漁業の名称 のり養殖業
 - (3) 漁業時期 九月一日から翌年四月三十日まで
 - (4) 漁場の位置 男鹿市船越地先
 - (5) 漁場の区域
 - 次の基点区第六号、ア、イ及び基点区第七号の各点を順次に結んだ線と基点区第六号から基点区第七号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
 - 基点区第六号 男鹿市船越字一向二百七番地の二十五(船越水道右岸)に設置した標柱
 - ア 基点区第六号から二一九度二分五〇メートルの点
 - イ 基点区第七号から二〇一度二分五〇メートルの点
- 三 基点区第七号 男鹿市船越と同市脇本との境に設置した標柱
- 四 地元地区 男鹿市船越

- (四) 存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
- (五) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで
- (六) 免許予定日 平成二十一年一月一日
- (七) 公示番号 区第二号
- 二 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第一種区画漁業
 - (2) 漁業の名称 わかめ・こんぶ養殖業
 - (3) 漁業時期 十月一日から翌年五月三十一日まで
 - (4) 漁場の位置 男鹿市船川港南平沢地先
 - (5) 漁場の区域
 - 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - ア 男鹿市船川港石油備蓄基地防波堤西端灯台(船川防波堤灯台から二三三度一、九二〇メートル)前に設置した標柱(以下「基点区第八号」という。)から一五二度三九〇メートルの点
 - イ 基点区第八号から一四八度六九〇メートルの点
 - ウ 基点区第八号から一七一度七七〇メートルの点
 - エ 基点区第八号から一八七度五二〇メートルの点
- 三 制限又は条件
 - (1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方四〇センチメートル以上の赤色の布地を水上一・五メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。
 - (2) 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。
 - (3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。
- 四 地元地区 男鹿市船川港南平沢
- (五) 存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
- (六) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで
- (七) 免許予定日 平成二十一年一月一日
- 三 公示番号 区第三号
- 二 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第一種区画漁業
 - (2) 漁業の名称 わかめ・こんぶ養殖業
 - (3) 漁業時期 十月一日から翌年五月三十一日まで
 - (4) 漁場の位置 男鹿市船川港増川地先
 - (5) 漁場の区域

- (四) 存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
- (五) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで
- (六) 免許予定日 平成二十一年一月一日
- (七) 公示番号 区第四号
- 二 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第一種区画漁業
 - (2) 漁業の名称 わかめ・こんぶ養殖業
 - (3) 漁業時期 十月一日から翌年五月三十一日まで
 - (4) 漁場の位置 男鹿市船川港増川地先
 - (5) 漁場の区域
 - 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - ア 基点区第九号から九八度〇〇分一、四〇〇メートルの点
 - イ 基点区第九号から一〇六度〇〇分一、五七五メートルの点
 - ウ 基点区第九号から一四五度三〇分一、一五〇メートルの点
 - エ 基点区第九号から一四三度三〇分八八〇メートルの点
- 三 制限又は条件
 - (1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方四〇センチメートル以上の赤色の布地を水上一・五メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。
 - (2) 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。
 - (3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。
- 四 地元地区 男鹿市船川港増川
- (五) 存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
- (六) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで
- (七) 免許予定日 平成二十一年一月一日
- 三 公示番号 区第四号
- 二 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第一種区画漁業
 - (2) 漁業の名称 わかめ・こんぶ養殖業
 - (3) 漁業時期 十月一日から翌年五月三十一日まで
 - (4) 漁場の位置 男鹿市船川港増川地先
 - (5) 漁場の区域

- (三) 制限又は条件
 - (1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方四〇センチメートル以上の赤色の布地を水上一・五メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。
 - (2) 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。
 - (3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。
- (四) 地元地区 男鹿市船川港女川
- (五) 存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
- (六) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで
- (七) 免許予定日 平成二十一年一月一日
- 五(一) 公示番号 区第五号
- (二) 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第一種区画漁業
 - (2) 漁業の名称 わかめ・こんぶ養殖業
 - (3) 漁業時期 十月一日から翌年五月三十一日まで
 - (4) 漁場の位置 男鹿市船川港台島地先(鵜ノ崎ウ)
 - (5) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域。
 - ア 男鹿市船川港鵜ノ崎灯台(以下「基点区第十五号」という。)から二四九度〇〇分一、一四〇メートルの点
 - イ 基点区第十五号から二一五度〇〇分九六〇メートルの点
 - ウ 基点区第十五号から二一四度二五分一、二八〇メートルの点
 - エ 基点区第十五号から二三九度二五分一、四二〇メートルの点

- (五) 存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
- (六) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで
- (七) 免許予定日 平成二十一年一月一日
- 六(一) 公示番号 区第六号
- (二) 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第一種区画漁業
 - (2) 漁業の名称 わかめ・こんぶ養殖業
 - (3) 漁業時期 十月一日から翌年五月三十一日まで
 - (4) 漁場の位置 男鹿市船川港台島地先
 - (5) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域。
 - ア 男鹿市船川港台島字不動前、不動橋東端上流に設置した標柱(以下「基点区第十号」という。)から一五九度三〇分四五〇メートルの点
 - イ 基点区第十号から一四七度〇〇分一、〇〇〇メートルの点
 - ウ 基点区第十号から一六七度〇〇分一、二四〇メートルの点
 - エ 基点区第十号から一八六度〇〇分八〇〇メートルの点
- (三) 制限又は条件
 - (1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方四〇センチメートル以上の赤色の布地を水上一・五メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。
 - (2) 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。
 - (3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。
- (四) 地元地区 男鹿市船川港台島
- (五) 存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
- (六) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで
- (七) 免許予定日 平成二十一年一月一日
- 七(一) 公示番号 区第七号
- (二) 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第一種区画漁業
 - (2) 漁業の名称 わかめ・こんぶ養殖業
 - (3) 漁業時期 十月一日から翌年五月三十一日まで
 - (4) 漁場の位置 男鹿市船川港椿地先

- (5) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域。
 - ア 男鹿市船川港椿、椿漁港第一防波堤灯台前に設置した標柱(以下「基点区第十一号」という。)から一五八度〇〇分五三〇メートルの点
 - イ 基点区第十一号から一四一度三〇分五六〇メートルの点
 - ウ 基点区第十一号から一四六度三〇分七五〇メートルの点
 - エ 基点区第十一号から一三六度〇〇分八〇〇メートルの点
 - オ 基点区第十一号から一四二度〇〇分一、〇九〇メートルの点
 - カ 基点区第十一号から一五七度〇〇分一、二六〇メートルの点
 - キ 基点区第十一号から一六三度〇〇分一、三三〇メートルの点
 - ク 基点区第十一号から一五八度〇〇分七五〇メートルの点
- (二) 制限又は条件
 - (1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方四〇センチメートル以上の赤色の布地を水上一・五メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。
 - (2) 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。
 - (3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。
- (四) 地元地区 男鹿市船川港椿
- (五) 存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
- (六) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで
- (七) 免許予定日 平成二十一年一月一日
- 八(一) 公示番号 区第八号
- (二) 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第一種区画漁業
 - (2) 漁業の名称 わかめ・こんぶ養殖業
 - (3) 漁業時期 十月一日から翌年五月三十一日まで
 - (4) 漁場の位置 男鹿市船川港双六地先
 - (5) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域。

ア 男鹿市船川港椿、椿港埋立護岸に設置した標柱(以下「基点区第十二号」という。)から二一四度〇〇分四五〇メートルの点

イ 基点区第十二号から一七二度〇〇分三七〇メートルの点

ウ 基点区第十二号から一七七度〇〇分六六〇メートルの点

エ 基点区第十二号から二〇一度〇〇分七二〇メートルの点

(三) 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方四〇センチメートル以上の赤色の布地を水上一・五メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

(四) 地元地区 男鹿市船川港双六

(五) 存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで

三十一日まで

(六) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで

(七) 免許予定日 平成二十一年一月一日

(八) 公示番号 区第九号

(九) 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類 第一種区画漁業

(2) 漁業の名称 わかめ・こんぶ養殖業

(3) 漁業時期 十月一日から翌年五月三十一日まで

(4) 漁場の位置 男鹿市船川港双六及び小浜地先

(5) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域。

ア 男鹿市船川港双六字打越一六七番地に設置した標柱

(以下「基点区第十三号」という。)から二三八度三〇分八七〇メートルの点

イ 基点区第十三号から一七二度〇〇分三五〇メートルの点

ウ 基点区第十三号から一七二度〇〇分八五〇メートルの点

エ 基点区第十三号から二一七度〇〇分一、一四〇メートルの点

(三) 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方四〇センチメートル以上の赤色の布地を水上一・五メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

(四) 地元地区 男鹿市船川港双六及び小浜

(五) 存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで

三十一日まで

(六) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで

(七) 免許予定日 平成二十一年一月一日

(八) 公示番号 区第十号

(九) 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類 第一種区画漁業

(2) 漁業の名称 わかめ・こんぶ養殖業

(3) 漁業時期 十月一日から翌年五月三十一日まで

(4) 漁場の位置 男鹿市船川港本山門前地先

(5) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域。

ア 男鹿市船川港本山門前阿治ヶ島に設置した標柱(以下「基点区第十四号」という。)から一六二度四二分一、六六九メートルの点

イ 基点区第十四号から一六九度五四分一、六八一メートルの点

ウ 基点区第十四号から一八一度〇〇分六五〇メートルの点

エ 基点区第十四号から一六二度四二分六〇〇メートルの点

(三) 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方四〇センチメートル以上の赤色の布地を水上一・五メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

(四) 地元地区 男鹿市船川港本山門前

(五) 存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで

(六) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで

(七) 免許予定日 平成二十一年一月一日

(八) 公示番号 区第十二号

内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

(四) 地元地区 男鹿市船川港本山門前

(五) 存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで

(六) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで

(七) 免許予定日 平成二十一年一月一日

(八) 公示番号 区第十一号

(九) 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類 第一種区画漁業

(2) 漁業の名称 わかめ・こんぶ養殖業

(3) 漁業時期 十月一日から翌年四月三十日まで

(4) 漁場の位置 男鹿市脇本地先

(5) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域。

ア 男鹿市船川港と同市脇本との境に設置した標柱(以下「基点区第十九号」という。)から一五五度四〇分一、五〇〇メートルの点

イ 基点区第十九号から一三二度二八分二、〇〇〇メートルの点

ウ 基点区第十九号から一四〇度二八分二、四六〇メートルの点

エ 基点区第十九号から一五五度一九分二、〇五〇メートルの点

(三) 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方四〇センチメートル以上の赤色の布地を水上一・五メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

(四) 地元地区 男鹿市脇本

(五) 存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで

(六) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで

(七) 免許予定日 平成二十一年一月一日

(八) 公示番号 区第十二号

- (二) 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第一種区画漁業
 - (2) 漁業の名称 わかめ・こんぶ・貝類養殖業
 - (3) 漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
 - (4) 漁場の位置 男鹿市戸賀地先
 - (5) 漁場の区域 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - ア 男鹿市戸賀浜塩谷南側斜路の南端に設置した標柱（以下「基点区第二十号」という。）から二六五度二分三〇メートルの点
 - イ 基点区第二十号から二二二度五二分四五〇メートルの点
 - ウ 基点区第二十号から二三一一度四分五一〇メートルの点
 - エ 基点区第二十号から二四七度二分七六〇メートルの点
 - オ 基点区第二十号から二三六度一分八五〇メートルの点
 - カ 基点区第二十号から二四四度五七分一、〇二〇メートルの点
 - キ 基点区第二十号から二六五度二分一、〇二〇メートルの点
- (三) 制限又は条件
 - (1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方四〇センチメートル以上の赤色の布地を水上一・五メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。
 - (2) 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。
 - (3) 漁業の種類 第一種区画漁業
 - (4) 漁業の名称 わかめ養殖業
 - (5) 漁業時期 十一月一日から翌年三月三十一日まで
 - (6) 申請期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
 - (7) 免許予定日 平成二十一年一月一日
 - (八) 公示番号 区第十三号
- (二) 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第一種区画漁業
 - (2) 漁業の名称 貝類・魚類養殖業

- (三) 制限又は条件
 - (1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方四〇センチメートル以上の赤色の布地を水上一・五メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。
 - (2) 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。
 - (3) 漁業の種類 第一種区画漁業
 - (4) 漁業の名称 わかめ養殖業
 - (5) 漁業時期 十一月一日から翌年三月三十一日まで
 - (6) 申請期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
 - (7) 免許予定日 平成二十一年一月一日
 - (八) 公示番号 区第十四号
- (二) 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第一種区画漁業
 - (2) 漁業の名称 わかめ養殖業
 - (3) 漁業時期 十一月一日から翌年三月三十一日まで
 - (4) 漁場の位置 湯上市天王地先
 - (5) 漁場の区域 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - ア 湯上市天王江川浜山に設置した標柱（以下「基点区第三号」という。）から二三〇度〇〇分二、八〇〇メートルの点
 - イ アから一四〇度〇〇分二、〇〇〇メートルの点
 - ウ イから二三〇度〇〇分一、〇〇〇メートルの点

- (三) 制限又は条件
 - (1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方四〇センチメートル以上の赤色の布地を水上一・五メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。
 - (2) 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。
 - (3) 漁業の種類 第一種区画漁業
 - (4) 漁業の名称 わかめ養殖業
 - (5) 漁業時期 十月一日から翌年四月三十日まで
 - (6) 申請期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
 - (七) 免許予定日 平成二十一年一月一日
 - (八) 公示番号 区第十五号
- (二) 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 第一種区画漁業
 - (2) 漁業の名称 わかめ養殖業
 - (3) 漁業時期 十月一日から翌年四月三十日まで
 - (4) 漁場の位置 山本郡八峰町峰浜地先
 - (5) 漁場の区域 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - ア 山本郡八峰町峰浜沢目と能代市との境に設置した標柱（以下「基点区第二十五号」という。）から二八八度〇〇分三、一八〇メートルの点
 - イ 基点区第二十五号から二七九度〇〇分三、一三〇メートルの点
 - ウ 基点区第二十五号から二七七度五五分三、六六〇メートルの点
 - エ 基点区第二十五号から二八五度五〇分三、六五〇メートルの点
- (三) 制限又は条件
 - (1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方四〇センチメートル以上の赤色の布地を水上一・五メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。
 - (2) 幹網及び幹網止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

- (三) 制限又は条件
 - (1) 沖手網を使用してはならない。
 - (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
 - (3) はたはたを十一月一日から翌年一月十五日までの期間は採捕してはならない。
- (四) 地元地区 男鹿市船川港台島
存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
- (六) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで
- (七) 免許予定日 平成二十一年一月一日
- (一七) 公示番号 定第二号
- (二) 免許の内容たるべき事項
- (三) 漁業の種類 定置漁業
- (四) 漁業の名称 たい、ぶり定置漁業
- (五) 漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (六) 漁場の位置 男鹿市船川港台島地先
- (七) 漁場の区域 漁場の区域
- (八) 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - ア 男鹿市船川港台島字浜平船揚場上の標識(以下「基点定第二号」という。)から男鹿市船川港樺漁港西防波堤提頭部上の標識(以下「補助点第二号」という。)を見通した線を基準として三二九度一九分五八秒九六メートルの点
 - イ 基点定第二号から補助点第二号を見通した線を基準として二九八度二〇分五八秒一、四〇一メートルの点
 - ウ 基点定第二号から補助点第二号を見通した線を基準として三一六度三五分三三秒二、一九六メートルの点
 - エ 基点定第二号から補助点第二号を見通した線を基準として三三九度四七分四九秒一、九二九メートルの点

- (一) 漁業の種類 定置漁業
- (二) 漁業の名称 たい、ぶり定置漁業
- (三) 漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (四) 漁場の位置 男鹿市船川港台島地先
- (五) 漁場の区域 漁場の区域
- (六) 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - ア 基点定第二号から補助点第二号を見通した線を基準として三三九度四七分四九秒一、九二九メートルの点
 - イ 基点定第二号から補助点第二号を見通した線を基準として三一六度三五分三三秒二、一九六メートルの点
 - ウ 基点定第二号から補助点第二号を見通した線を基準として三三三度三三分四八秒二、八九六メートルの点
 - エ 基点定第二号から補助点第二号を見通した線を基準として三四一度二四分四八秒二、六六八メートルの点
- (七) 制限又は条件
 - (1) 沖手網を使用してはならない。
 - (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
 - (3) はたはたを十一月一日から翌年一月十五日までの期間は採捕してはならない。
- (八) 地元地区 男鹿市船川港台島
存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
- (九) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで
- (一〇) 免許予定日 平成二十一年一月一日
- (一一) 公示番号 定第三号
- (一二) 免許の内容たるべき事項
- (一三) 漁業の種類 定置漁業
- (一四) 漁業の名称 いか、たら定置漁業
- (一五) 漁業時期 十一月十六日から翌年四月十四日まで
- (一六) 漁場の位置 男鹿市船川港台島地先
- (一七) 漁場の区域 漁場の区域
- (一八) 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - ア 基点定第二号から補助点第二号を見通した線を基準として三一三度一九分五三秒一、九七四メートルの点
 - イ 基点定第二号から補助点第二号を見通した線を基準として二九九度五八分〇八秒二、二一六メートルの点
 - ウ 基点定第二号から補助点第二号を見通した線を基準として三〇八度一八分〇二秒二、六三九メートルの点

- (一) 基点定第二号から補助点第二号を見通した線を基準として三一九度五二分三七秒二、四七六メートルの点
- (二) 沖手網を使用してはならない。
- (三) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
- (四) はたはたを十一月十六日から翌年一月十五日までの期間は採捕してはならない。
- (五) 地元地区 男鹿市船川港台島
存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
- (六) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで
- (七) 免許予定日 平成二十一年一月一日
- (八) 公示番号 定第四号
- (九) 免許の内容たるべき事項
- (一〇) 漁業の種類 定置漁業
- (一一) 漁業の名称 いか、たら定置漁業
- (一二) 漁業時期 十一月十六日から翌年四月十四日まで
- (一三) 漁場の位置 男鹿市船川港台島地先
- (一四) 漁場の区域 漁場の区域
- (一五) 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - ア 基点定第二号から補助点第二号を見通した線を基準として三一九度五二分三七秒二、四七六メートルの点
 - イ 基点定第二号から補助点第二号を見通した線を基準として三〇八度一八分〇二秒二、六三九メートルの点
 - ウ 基点定第二号から補助点第二号を見通した線を基準として三二二度三三分三三秒二、八八八メートルの点
 - エ 基点定第二号から補助点第二号を見通した線を基準として三三三度三三分三三秒二、八八八メートルの点
- (一六) 制限又は条件
 - (1) 沖手網を使用してはならない。
 - (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
 - (3) はたはたを十一月十六日から翌年一月十五日までの期間は採捕してはならない。

- 二十(一) 公示番号 定第五号
- (二) 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 定置漁業
 - (2) 漁業の名称 たい、いか定置漁業
 - (3) 漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
 - (4) 漁場の位置 男鹿市船川港及六地先
 - (5) 漁場の区域
 - 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - ア 男鹿市船川港双六字打越護岸上の標識(以下「基点定三号」という。)から男鹿市船川港双六椿漁港双六分港防波堤提頭部上の標識(以下「補助点三号」という。))を見通した線を基準として九二度〇三分五二秒八七二メートルの点
 - イ 基点定三号から補助点三号を見通した線を基準として六八度一七分四〇秒八九三メートルの点
 - ウ 基点定三号から補助点三号を見通した線を基準として七〇度二六分三二秒一、五一六メートルの点
 - エ 基点定三号から補助点三号を見通した線を基準として九三度二九分三九秒一、四八九メートルの点
- (三) 制限又は条件
 - (1) 沖手網を使用してはならない。
 - (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
 - (3) はたはたを十一月一日から翌年一月十五日までの期間は採捕してはならない。
- (四) 地元地区 男鹿市船川港双六
- (五) 存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
- (六) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで
- (七) 免許予定日 平成二十一年一月一日
- 二十一(一) 公示番号 定第六号
- (二) 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 定置漁業
 - (2) 漁業の名称 たい、いか定置漁業
 - (3) 漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
 - (4) 漁場の位置 男鹿市船川港及六地先
 - (5) 漁場の区域
 - 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - ア 基点定三号から補助点三号を見通した線を基

- 準として九三度二九分三九秒一、四八九メートルの点
- イ 基点定三号から補助点三号を見通した線を基準として七〇度二六分三二秒一、五一六メートルの点
- ウ 基点定三号から補助点三号を見通した線を基準として七一度〇六分五〇秒一、九四一メートルの点
- エ 基点定三号から補助点三号を見通した線を基準として九三度五七分二九秒一、九三四メートルの点
- (三) 制限又は条件
 - (1) 沖手網を使用してはならない。
 - (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
 - (3) はたはたを十一月一日から翌年一月十五日までの期間は採捕してはならない。
- (四) 地元地区 男鹿市船川港双六
- (五) 存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
- (六) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで
- (七) 免許予定日 平成二十一年一月一日
- 二十二(一) 公示番号 定第七号
- (二) 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 定置漁業
 - (2) 漁業の名称 たい、ぶり定置漁業
 - (3) 漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
 - (4) 漁場の位置 男鹿市戸賀加茂青砂地先
 - (5) 漁場の区域
 - 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - ア 男鹿市戸賀加茂青砂鴨加茂漁港第二防波堤提頭部上の標識(以下「基点定第四号」という。)から男鹿市戸賀加茂青砂鴨加茂漁港第一防波堤提頭部上の標識(以下「補助点第四号」という。))を見通した線を基準として二五四度三三分〇五秒一、二七四メートルの点
 - イ 基点定第四号から補助点第四号を見通した線を基準として二五〇度三九分一六秒一、五九六メートルの点

- ウ 基点定第四号から補助点第四号を見通した線を基準として二六五度五二分三二秒一、九三五メートルの点
- エ 基点定第四号から補助点第四号を見通した線を基準として二七九度〇九分四一秒一、四九二メートルの点
- (三) 制限又は条件
 - (1) 沖手網を使用してはならない。
 - (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
 - (3) はたはたを十一月一日から翌年一月十五日までの期間は採捕してはならない。
- (四) 地元地区 男鹿市戸賀加茂青砂
- (五) 存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
- (六) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで
- (七) 免許予定日 平成二十一年一月一日
- 二十三(一) 公示番号 定第八号
- (二) 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 定置漁業
 - (2) 漁業の名称 たい、ぶり定置漁業
 - (3) 漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
 - (4) 漁場の位置 男鹿市戸賀加茂青砂地先
 - (5) 漁場の区域
 - 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - ア 基点定第四号から補助点第四号を見通した線を基準として二六二度一七七分五七秒六四五メートルの点
 - イ 基点定第四号から補助点第四号を見通した線を基準として二五三度五六分二一秒八三九メートルの点
 - ウ 基点定第四号から補助点第四号を見通した線を基準として二六九度一八分二三秒一、一一一メートルの点
 - エ 基点定第四号から補助点第四号を見通した線を基準として二八二度五三分四八秒九四八メートルの点
- (三) 制限又は条件
 - (1) 沖手網を使用してはならない。
 - (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
 - (3) はたはたを十一月一日から翌年一月十五日までの期間は採捕してはならない。

- 間は採捕してはならない。
- (四) 地元地区 男鹿市戸賀加茂青砂
存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
 - (六) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで
 - (七) 免許予定日 平成二十一年一月一日
公示番号 定第九号
 - (二) 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 定置漁業
 - (2) 漁業の名称 たい、ぶり定置漁業
 - (3) 漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
 - (4) 漁場の位置 男鹿市戸賀加茂青砂地先
 - (5) 漁場の区域 男鹿市戸賀加茂青砂字中(以下「基点定第五号」という。)から男鹿市戸賀加茂青砂字中台野営場の標識(以下「補助点第五号」という。)を見通した線を基準として一六六度四八分四五秒二六二メートルの点
 - イ 基点定第五号から補助点第五号を見通した線を基準として一〇八度二六分〇六秒一七八メートルの点
 - ウ 基点定第五号から補助点第五号を見通した線を基準として一七度二〇分二七秒七七五メートルの点
 - エ 基点定第五号から補助点第五号を見通した線を基準として一五二度〇七分三三秒八四一メートルの点
 - (三) 制限又は条件
 - (1) 沖手網を使用してはならない。
 - (2) さげ再生産用親魚の確保に協力しなければならぬ。
 - (3) はたはたを十一月一日から翌年一月十五日までの期間は採捕してはならない。
 - (四) 地元地区 男鹿市戸賀加茂青砂
存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
 - (六) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで
 - (七) 免許予定日 平成二十一年一月一日
公示番号 定第十号
 - (二) 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類 定置漁業
- (2) 漁業の名称 たい、ぶり定置漁業
- (3) 漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (4) 漁場の位置 男鹿市戸賀加茂青砂地先
- (5) 漁場の区域 男鹿市戸賀加茂青砂地先
- 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - ア 基点定第五号から補助点第五号を見通した線を基準として一八六度四一分〇一秒一、二八八メートルの点
 - イ 基点定第五号から補助点第五号を見通した線を基準として一八一度三七分一一秒一、〇八九メートルの点
 - ウ 基点定第五号から補助点第五号を見通した線を基準として一六〇度三二分〇七秒一、三二七メートルの点
 - エ 基点定第五号から補助点第五号を見通した線を基準として一七二度五二分五七秒一、六四五メートルの点
- (三) 制限又は条件
 - (1) 沖手網を使用してはならない。
 - (2) さげ再生産用親魚の確保に協力しなければならぬ。
 - (3) はたはたを十一月一日から翌年一月十五日までの期間は採捕してはならない。
 - (四) 地元地区 男鹿市戸賀加茂青砂
存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
 - (六) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで
 - (七) 免許予定日 平成二十一年一月一日
公示番号 定第十一号
 - (二) 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 定置漁業
 - (2) 漁業の名称 たい、ぶり定置漁業
 - (3) 漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
 - (4) 漁場の位置 男鹿市戸賀塩浜地先
 - (5) 漁場の区域 男鹿市戸賀塩浜字金沢かねがさき橋上の標識(以下「基点定第六号」という。)から男鹿市戸賀塩浜字壺ヶ沢験潮場通路上の標識(以下「補助点第六号」という。)を見通した線を基準として二九一度三八分一二秒六三五メートルの点
 - イ 基点定第六号から補助点第六号を見通した線を基準として二九八度一〇分三三秒一、一三九メートルの点
 - ウ 基点定第六号から補助点第六号を見通した線を基準として三〇五度四三分二四秒六二二メートルの点
 - エ 基点定第六号から補助点第六号を見通した線を基準として三〇五度四三分二四秒六二二メートルの点
 - (三) 制限又は条件
 - (1) 沖手網を使用してはならない。
 - (2) さげ再生産用親魚の確保に協力しなければならぬ。
 - (3) はたはたを十一月一日から翌年一月十五日までの期間は採捕してはならない。
 - (四) 地元地区 男鹿市戸賀
存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
 - (六) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで
 - (七) 免許予定日 平成二十一年一月一日
公示番号 定第十二号
 - (二) 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 定置漁業
 - (2) 漁業の名称 たい、ぶり定置漁業
 - (3) 漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
 - (4) 漁場の位置 男鹿市戸賀戸賀地先
 - (5) 漁場の区域 男鹿市戸賀戸賀字延田の標識(以下「基点定第七号」という。)から男鹿市戸賀戸賀字延田一般道上の標識(以下「補助点第七号」という。)を見通した線を基準として三〇九度二四分一三秒四二六メートルの点
 - イ 基点定第七号から補助点第七号を見通した線を基準として二五六度五四分五五秒三三三メートルの点
 - ウ 基点定第七号から補助点第七号を見通した線を基準として二五六度五四分五五秒三三三メートルの点

- (1) 漁業の種類 定置漁業
- (2) 漁業の名称 たい、ぶり定置漁業
- (3) 漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (4) 漁場の位置 男鹿市戸賀戸賀地先
- (5) 漁場の区域 男鹿市戸賀戸賀字延田の標識(以下「基点定第七号」という。)から男鹿市戸賀戸賀字延田一般道上の標識(以下「補助点第七号」という。)を見通した線を基準として三〇九度二四分一三秒四二六メートルの点
- 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - ア 男鹿市戸賀戸賀字延田の標識(以下「基点定第七号」という。)から男鹿市戸賀戸賀字延田一般道上の標識(以下「補助点第七号」という。)を見通した線を基準として三〇九度二四分一三秒四二六メートルの点
 - イ 基点定第七号から補助点第七号を見通した線を基準として二五六度五四分五五秒三三三メートルの点
 - ウ 基点定第七号から補助点第七号を見通した線を基準として二五六度五四分五五秒三三三メートルの点
- (三) 制限又は条件
 - (1) 沖手網を使用してはならない。
 - (2) さげ再生産用親魚の確保に協力しなければならぬ。
 - (3) はたはたを十一月一日から翌年一月十五日までの期間は採捕してはならない。
 - (四) 地元地区 男鹿市戸賀
存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
 - (六) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで
 - (七) 免許予定日 平成二十一年一月一日
公示番号 定第十三号
 - (二) 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 定置漁業
 - (2) 漁業の名称 たい、ぶり定置漁業
 - (3) 漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
 - (4) 漁場の位置 男鹿市戸賀戸賀地先
 - (5) 漁場の区域 男鹿市戸賀戸賀字延田の標識(以下「基点定第七号」という。)から男鹿市戸賀戸賀字延田一般道上の標識(以下「補助点第七号」という。)を見通した線を基準として三〇九度二四分一三秒四二六メートルの点
 - イ 基点定第七号から補助点第七号を見通した線を基準として二五六度五四分五五秒三三三メートルの点
 - ウ 基点定第七号から補助点第七号を見通した線を基準として二五六度五四分五五秒三三三メートルの点

- (三) 制限又は条件
 - (1) 沖手網を使用してはならない。
 - (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならぬ点
 - エ 基点定第七号から補助点第七号を見通した線を基準として二八七度二分五秒三六秒一、一〇七メートルの点
 - イ 基点定第八号から補助点第八号を見通した線を基準として二九四度四分三秒九〇二メートルの点
 - ウ 基点定第九号から補助点第九号を見通した線を基準として二九六度二分四秒九〇四メートルの点
- (四) 漁業の種類 定置漁業
- (五) 漁業の名称 ぶり、ひらめ定置漁業
- (六) 漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (七) 漁場の位置 男鹿市北浦入道崎地先
- (八) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - ア 男鹿市北浦入道崎字下中野の標識(以下「基点定第八号」という。)から男鹿市北浦入道崎字下中野四等三角点上の標識(以下「補助点第八号」という。)を見通した線を基準として二九九度二分三一秒四三三メートルの点
 - イ 基点定第八号から補助点第八号を見通した線を基準として二五一度三七分三秒五五メートルの点
 - ウ 基点定第八号から補助点第八号を見通した線を基準として二六〇度四分三秒九〇二メートルの点
 - エ 基点定第八号から補助点第八号を見通した線を基準として二九六度二分四秒九〇四メートルの点
- (九) 申請期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十月三十一日まで
- (十) 免許予定期日 平成二十一年一月一日
- (十一) 公示番号 定第十三号
- (十二) 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 定置漁業
 - (2) 漁業の名称 ぶり、ひらめ定置漁業
 - (3) 漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
 - (4) 漁場の位置 男鹿市北浦入道崎地先
 - (5) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - ア 男鹿市北浦入道崎字下中野の標識(以下「基点定第八号」という。)から男鹿市北浦入道崎字下中野四等三角点上の標識(以下「補助点第八号」という。)を見通した線を基準として二九九度二分三一秒四三三メートルの点
 - イ 基点定第八号から補助点第八号を見通した線を基準として二五一度三七分三秒五五メートルの点
 - ウ 基点定第八号から補助点第八号を見通した線を基準として二六〇度四分三秒九〇二メートルの点
 - エ 基点定第八号から補助点第八号を見通した線を基準として二九六度二分四秒九〇四メートルの点

- (三) 制限又は条件
 - (1) 沖手網を使用してはならない。
 - (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならぬ点
 - エ 基点定第八号から補助点第八号を見通した線を基準として二九六度〇九分二七秒一、三五四メートルの点
 - イ 基点定第八号から補助点第八号を見通した線を基準として二六六度〇四分三秒九〇二メートルの点
 - ウ 基点定第八号から補助点第八号を見通した線を基準として二六〇度四分三秒九〇二メートルの点
 - エ 基点定第八号から補助点第八号を見通した線を基準として二九六度二分四秒九〇四メートルの点
- (四) 漁業の種類 定置漁業
- (五) 漁業の名称 ぶり、ひらめ定置漁業
- (六) 漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (七) 漁場の位置 男鹿市北浦入道崎地先
- (八) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - ア 基点定第八号から補助点第八号を見通した線を基準として二九六度〇四分三秒九〇二メートルの点
 - イ 基点定第八号から補助点第八号を見通した線を基準として二六六度〇四分三秒九〇二メートルの点
 - ウ 基点定第八号から補助点第八号を見通した線を基準として二六〇度四分三秒九〇二メートルの点
 - エ 基点定第八号から補助点第八号を見通した線を基準として二九六度二分四秒九〇四メートルの点
- (九) 申請期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十月三十一日まで
- (十) 免許予定期日 平成二十一年一月一日
- (十一) 公示番号 定第十四号
- (十二) 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 定置漁業
 - (2) 漁業の名称 ぶり、ひらめ定置漁業
 - (3) 漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
 - (4) 漁場の位置 男鹿市北浦入道崎地先
 - (5) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - ア 基点定第八号から補助点第八号を見通した線を基準として二九六度〇四分三秒九〇二メートルの点
 - イ 基点定第八号から補助点第八号を見通した線を基準として二六六度〇四分三秒九〇二メートルの点
 - ウ 基点定第八号から補助点第八号を見通した線を基準として二六〇度四分三秒九〇二メートルの点
 - エ 基点定第八号から補助点第八号を見通した線を基準として二九六度二分四秒九〇四メートルの点

- (三) 制限又は条件
 - (1) 沖手網を使用してはならない。
 - (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならぬ点
 - エ 基点定第九号から補助点第九号を見通した線を基準として二二〇度〇七分一七秒一、六七六メートルの点
 - イ 基点定第九号から補助点第九号を見通した線を基準として二二六度一三分四秒八三二メートルの点
 - ウ 基点定第九号から補助点第九号を見通した線を基準として一〇四度四分五秒四秒一、四九八メートルの点
 - エ 基点定第九号から補助点第九号を見通した線を基準として二二〇度〇七分一七秒一、六七六メートルの点
- (四) 漁業の種類 定置漁業
- (五) 漁業の名称 さけ定置漁業
- (六) 漁業時期 九月二十日から十二月三十一日まで
- (七) 漁場の位置 男鹿市北浦入道崎地先
- (八) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - ア 男鹿市北浦入道崎字昆布浦の標識(以下「基点定第九号」という。)から男鹿市北浦入道崎字昆布浦石碑前の標識(以下「補助点第九号」という。)を見通した線を基準として一三八度一八分五九秒一、〇〇九メートルの点
 - イ 基点定第九号から補助点第九号を見通した線を基準として二二六度一三分四秒八三二メートルの点
 - ウ 基点定第九号から補助点第九号を見通した線を基準として一〇四度四分五秒四秒一、四九八メートルの点
 - エ 基点定第九号から補助点第九号を見通した線を基準として二二〇度〇七分一七秒一、六七六メートルの点
- (九) 申請期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十月三十一日まで
- (十) 免許予定期日 平成二十一年一月一日
- (十一) 公示番号 定第十六号
- (十二) 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 定置漁業
 - (2) 漁業の名称 ぶり、ひらめ定置漁業
 - (3) 漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
 - (4) 漁場の位置 男鹿市北浦入道崎地先
 - (5) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - ア 基点定第九号から補助点第九号を見通した線を基準として二二〇度〇七分一七秒一、六七六メートルの点
 - イ 基点定第九号から補助点第九号を見通した線を基準として二二六度一三分四秒八三二メートルの点
 - ウ 基点定第九号から補助点第九号を見通した線を基準として一〇四度四分五秒四秒一、四九八メートルの点
 - エ 基点定第九号から補助点第九号を見通した線を基準として二二〇度〇七分一七秒一、六七六メートルの点

- イ 基点定第九号から補助点第九号を見通した線を基準として九八度三七分一三秒一、八九三メートルの点
- ウ 基点定第九号から補助点第九号を見通した線を基準として九四度〇三分一九秒二、六〇五メートルの点
- エ 基点定第九号から補助点第九号を見通した線を基準として一〇五度五七分一三秒二、八三四メートルの点
- (三) 制限又は条件
 - (1) 沖手網を使用してはならない。
 - (2) さげ再生産用親魚の確保に協力しなければならぬ。
 - (3) はたはたを十一月一日から翌年一月十五日までの期間は採捕してはならない。
- (四) 地元地区 男鹿市北浦入道崎
- (五) 存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十月三十一日まで
- (六) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで
- (七) 免許予定日 平成二十一年一月一日
 公示番号 定第十七号
- 三十二(一) 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 定置漁業
 - (2) 漁業の名称 ぶり、ひらめ定置漁業
 - (3) 漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
 - (4) 漁場の位置 男鹿市北浦地先
 - (5) 漁場の区域 漁場の区域
- 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - ア 男鹿市北浦北浦字北浦北浦漁港第七防波堤堤頭部上の標識(以下「基点定第十号」という。)から男鹿市北浦北浦字栄町北浦漁港第一防波堤堤頭部上の標識(以下「補助点第十号」という。)を見通した線を基準として二二〇度〇一分一〇秒三、三五六メートルの点
 - イ 基点定第十号から補助点第十号を見通した線を基準として二〇八度二〇分一秒三、五三五メートルの点
 - ウ 基点定第十号から補助点第十号を見通した線を基準として二二三度一三分一九秒四、三一七メートルの点

- エ 基点定第十号から補助点第十号を見通した線を基準として二二四度〇〇分〇五秒四、一八九メートルの点
- (三) 制限又は条件
 - (1) 沖手網を使用してはならない。
 - (2) さげ再生産用親魚の確保に協力しなければならぬ。
 - (3) はたはたを十一月一日から翌年一月十五日までの期間は採捕してはならない。
- (四) 地元地区 男鹿市北浦
- (五) 存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十月三十一日まで
- (六) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで
- (七) 免許予定日 平成二十一年一月一日
 公示番号 定第十八号
- 三十三(一) 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 定置漁業
 - (2) 漁業の名称 ぶり、ひらめ定置漁業
 - (3) 漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
 - (4) 漁場の位置 男鹿市北浦地先
 - (5) 漁場の区域 漁場の区域
- 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - ア 基点定第十号から補助点第十号を見通した線を基準として二二四度〇〇分〇五秒四、一八九メートルの点
 - イ 基点定第十号から補助点第十号を見通した線を基準として二二三度一三分一九秒四、三一七メートルの点
 - ウ 基点定第十号から補助点第十号を見通した線を基準として二二六度五五分〇一秒五、二三三メートルの点
 - エ 基点定第十号から補助点第十号を見通した線を基準として二二六度四二分〇八秒五、一二七メートルの点
 - (三) 制限又は条件
 - (1) 沖手網を使用してはならない。
 - (2) さげ再生産用親魚の確保に協力しなければならぬ。

- (3) はたはたを十一月一日から翌年一月十五日までの期間は採捕してはならない。
- (四) 地元地区 男鹿市北浦
- (五) 存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十月三十一日まで
- (六) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで
- (七) 免許予定日 平成二十一年一月一日
 公示番号 定第十九号
- 三十四(一) 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類 定置漁業
 - (2) 漁業の名称 ぶり、ひらめ定置漁業
 - (3) 漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
 - (4) 漁場の位置 男鹿市五里合中石地先
 - (5) 漁場の区域 漁場の区域
- 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。
 - ア 男鹿市五里合中石字北浜野護岸上の標識(以下「基点定第十一号」という。)から男鹿市五里合神谷字長者森五里合漁港第三防波堤堤頭部上の標識(以下「補助点第十一号」という。)を見通した線を基準として九六度〇二分一六秒四、〇三八メートルの点
 - イ 基点定第十一号から補助点第十一号を見通した線を基準として八八度五六分四一秒三、九七〇メートルの点
 - ウ 基点定第十一号から補助点第十一号を見通した線を基準として八八度二八分三一秒四、四六九メートルの点
 - エ 基点定第十一号から補助点第十一号を見通した線を基準として九四度四七分五八秒四、五二九メートルの点
 - (三) 制限又は条件
 - (1) 沖手網を使用してはならない。
 - (2) さげ再生産用親魚の確保に協力しなければならぬ。
 - (3) はたはたを十一月一日から翌年一月十五日までの期間は採捕してはならない。
- (四) 地元地区 男鹿市五里合
- (五) 存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

- (六) 申請期間 平成二十年九月一日から同年十月三十一日まで
- (七) 免許予定日 平成二十一年一月一日

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(082)八七六六
 F A X(083)〇〇五
 E-mail:matsubaransatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄